

世田谷体操・運動教室規約

1. 目的

本教室は主として幼児からの生活に必要な基礎体力・基礎運動能力を養成し、合わせて幼児期および少年期の特質である精神と身体の調和的発達、あるいは社会性の発達などの素地形成を、体育活動を通して育成する。

2. 会員の健康状態について

- ① 練習日当日には会員の健康状態をよく観察すること。練習日には必ず体温を測り、平熱以上あるものは練習を中止すること。
- ② その他、「下痢」、「過度の外傷」等、練習にさしさわりが出ると思われる全ての症状があるものは中止すること。

※医師の診断書の提出を必要とするものについて

- 呼吸器系・循環器系の疾患、服薬中の者、病気回復直後の者、その他、練習中に障害の出るおそれのある者については、医師の許可を得、診断書を提出しなければならない。
- ③ 身体を常に清潔にし練習にあたらせること。また、ツメを切、先の鋭い金属類が身に付いていないか、確認すること。
 - ④ 練習日には入浴をし、汗をとり、体を温めること。また、普段より早めに就寝させ疲労が残らないよう留意すること。

3. 各種連絡について

会員の帰宅時には、連絡通知(練習の日程、行事、事務関連)を必ず確認すること。

4. 指導の回数について

年40回から44回を目安とし指定の曜日に練習を行い、原則として休日は休みとする。授業をいかなる理由で休んだ場合の他のコマとの振替は認められない。

5. 月謝等の納入について

月謝は翌月分を前納するものとし、遅滞なく期日までに受付窓口および事務担当者もしくは指定口座に納入する。指定の銀行口座振替サービスの書類を次回の授業までに事務担当者に提出すること。

※一旦納入した「入会金・月謝」等は理由の如何を問わず返還しない。

授業料とは別途下記の費用を徴収いたします。

スポーツ安全保険として、年初時(3月末)に1,000円

練習器具保全費として、半期毎(3月末、9月末)に1,800円

を口座振替サービスより自動徴収いたします。

6. 休退会について

- ① 休会は1ヶ月単位とし、以下の場合の際に認められ、月謝の納入は必要のないものとする。
 - 会員自身が長期の「病気・怪我等」で、医師より運動の制限、中止を診断された場合。
 - 保護者が長期の「病気・怪我・出産等」で会員を送迎できない場合。
 - ※夏休み中の「帰郷」、「旅行」は休会扱いにならないので注意すること。
- ② やむなく「休会・退会」をする者は、理由を明記のうえ受付窓口まで郵送もしくはFAXにて連絡すること。

なお、毎月5日を過ぎてからの「休・退会」は翌月扱いになります。
- ③ 3か月以上連絡がない欠席された場合は、本教室の判断で退会扱いとする。
- ④ 年度をまたぐ休会は原則認めない

7. 服装について

本教室はユニフォームがございません。運動のしやすい服装を着用すること。

8. 指導要項・施設・事故の責任について

指導要項は担当講師に一任し、本施設の利用についても、体操教室事務員および講師の指示に従い、諸規則を守り行動する。これに反する不慮の事故等(待機時間を含む)に関しては、有限会社スポーツプロジェクト、担当講師に一切の損害賠償を請求しない。また、会員の送迎に関しては、保護者が責任を持って行う。(迎えについては練習終了時の5分前とする。)
従って終了後の会場での事故についても、保護者が責任を負うものとする。

9. 規約の改正について

本規約は諸般の事情で改正することが出来る。

10. 本規約は、平成19年9月1日より施行される。

平成29年5月1日より改訂

11. 本規約に全て同意した会員(保護者を含む)を当教室会員とする。

受付窓口

有限会社スポーツプロジェクト

〒113-0021 東京都文京区本駒込6-22-9

スポーツプロジェクト内 世田谷体操教室

TEL : 03-3945 - 3190 / FAX : 03-3945-3193 / 携帯回線 : 090-2643-0628

<http://www.sportsproject.co.jp.club.html>

<https://sites.google.com/site/setagayataisou/>

mail@sportsproject.co.jp